

官製談合防止法の研修について（御案内）

公正取引委員会では、入札談合について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、発注機関の実施する入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）の研修等において、当委員会の職員を講師とする研修を順次行っています。職員向けに官製談合防止法に関する研修等を実施される場合には、当委員会の職員を講師として派遣いたしますので、積極的に御活用ください。

コンプライアンス講習会や発注者綱紀保持講習会等の1コマとしても御利用いただけます。

◆ 研修の内容

- 1 研修内容：【初心者向け研修】 官製談合防止法、独占禁止法の説明、基礎的な事例紹介
【受講経験者向け研修】主に官製談合防止法違反事例の紹介（官製談合防止法の概要説明も含まれます。）
- 2 受講対象職員：幹部職員、発注担当職員、契約担当職員、法令遵守担当職員等、貴機関の職員を対象とする研修に対応いたします（複数部局の参集、複数の会場での実施など、なるべく多数の方に御参加頂ける工夫をしていただくようお願いします。）。
- 3 所要時間：60分程度（御相談に応じます。）。
- 4 実施方法：以下の方法からお選びください。
 - ①対面での実施：貴機関に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、研修を実施する方法。
 - ②配信での実施：貴機関の会場へ又は受講者に直接、公正取引委員会の職員がWeb会議システムを利用して説明内容を配信する方法。
- 5 使用教材：以下の教材等を使用します（テキストは当事務所から郵送いたします。）。
 - ・レジュメ 「説明資料抜粋」参照
 - ・テキスト 「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務総局）
(<https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html>に掲載しています。)
- 6 研修費用：参加費用、講師の旅費・謝金等は一切不要です。

◆ 申込方法

下記事項を記載の上、公正取引委員会中部事務所 経済取引指導官（chubu_keizai02329●jftc.go.jp）へ、開催希望日の1か月前頃までにメールで御連絡ください。担当者から実施の可否等を御連絡します。（迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。電子メールを送信する際には、「@」（半角）に置き換えてください。）

【申込み時の必要事項】

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 開催希望日（可能であれば複数）② 研修内容（初心者向け又は受講経験者向け）③ 研修時間（実際に講師が話す時間）④ 研修実施方法（対面又はオンライン）⑤ 研修担当者及び連絡先 | <ol style="list-style-type: none">⑥ 開催に当たっての要望
.....
● 例えば
● ✓ 上半期に初心者向け研修を実施し、
下半期に受講経験者向け研修を実施
● ✓ より多くの職員が参加できるよう、
午前と午後で2回実施
..... 等
● 御希望に応じて柔軟に対応いたします。 |
|--|---|

「お問合せ先」

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

公正取引委員会事務総局 中部事務所 経済取引指導官

TEL:052-961-9422